



統計から社会の実情を読み取る

第5回 老親の世話の責任は誰にある

本川 裕 | Honkawa Yutaka

アルファ社会科学(株)主席研究員

■東京大学農学部農業経済学科卒。財団法人国民経済研究協会常務理事研究部長を経て、現職。立教大学兼任講師。農業、地域、産業、開発援助などの調査研究に従事。現在は、ネット上で「社会実情データ図録」サイト（<http://www2.itcn.ne.jp/honkawa/>）を主宰するかたわら地域・企業調査等を行う。著作は「物流コストと日本の産業競争力」（学術誌『国民経済』、2004年）、「統計データはおもしろい！」（技術評論社、2010年）等。



長男の責任を重く見る韓国と日本

日本、韓国、台湾、中国という東アジア4か国の大学・研究機関は、「東アジアに特徴的な価値観や習慣をより深く分析したい」という、共通の願いから、同一の質問票を使い、2年ごとに一度、各国で全国レベルの東アジア社会調査(East Asian Social Survey: EASS)を実施している。ここでは、2006年EASS調査の結果から、老親の世話の責任は誰にあるか、という設問に対する回答を見た(図1)。

全体的に見てまず目立つのは、韓国を除いて、子ども全員で老親の世話の責任をもつという回答が6~7割と他の回答を大きく上回っている点である。韓国は、この回答が25.5%と例外的に少ない。

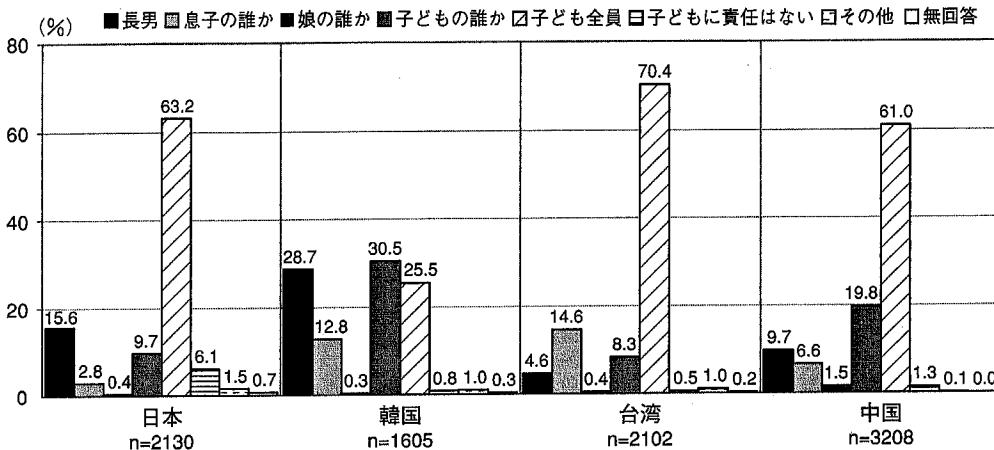
日本の特徴は、次の三つである。①「子ども全員」が6割以上と最多、②韓国ほどではないが、「長男」をあげる者が「子ども全員」以外では最も多い。③「子どもに責任はない」とする者が6.1%と、他の3か国が1%程度以下であるとの対照的に多い。

①は戦後、均分相続となった影響であろう。②は家督相続が特徴の戦前の家制度の考え方の残存であろう。③については、社会保障が他の3か国より発達している点、また、実際、回答者自身が子どもに頼らず暮らしている老親である場合が多いことによるものと考えられる。調査回答者の70歳以上の割合は、日本17.6%、韓国8.0%、台湾10.5%、中国0.0%である。すなわち、回答した日本の高齢者には、子どもの世話になっていない→子どもに責任はない、という意識連関が生じているのであろう。

韓国の特徴は、何といっても「長男」をあげるもののが28.7%と他国と比較して格段に多い点にある。それとともに、「子どもの誰か」という回答率が最も高いのも目立っているが、これは、長男でなかったら長男に代わる誰かという意識のあらわれと思われる。いずれにせよ、他の3か国とは異なり、場合によっては無責任にも陥ることがある子ども全員という考え方ではなく、特定の個人に責任を認めている。

図1 老親の世話の責任は誰にある（東アジア日韓台中比較）

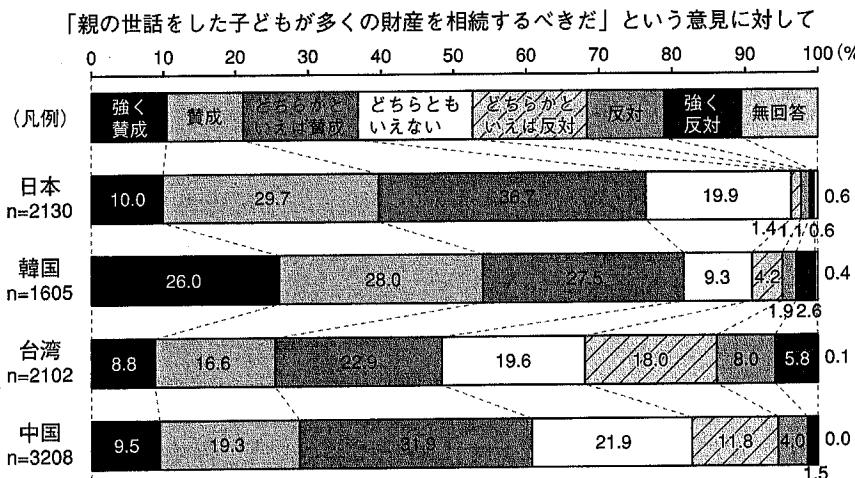
一般的に、年老いた親の世話は、どの子ども（またはその家族）に責任があると思いますか（単一回答）



注) 2006年に実施された各国共同調査(EASS2006)による(日本は20~89歳、韓国は18歳以上、台湾は19歳以上、中国は18~69歳の男女が対象)。nは回答者数。

資料) 大阪商業大学JGSS研究センター『East Asian Social Survey: EASS 2006 Family Module Codebook』2009年3月

(参考) 親の世話をした子どもが多くの財産を相続すべきか（東アジア日韓台中比較）



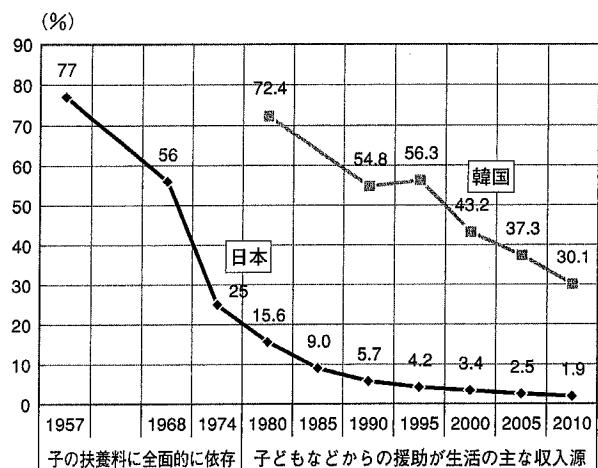
注・資料) 同上

日韓における子どもへの老親の経済的依存度の低下

図2には、日本と韓国における老人の子どもへの経済的依存度の推移を掲げた。2010年の段階では、韓国ではなお3割の老人が子どもの経済的援助に大きく依存しているが、日本では2%を切っており、経済的な依存度は非常に低くなっている。戦後の経済発展の成果として、老人世帯の貯蓄が大きくなり、公的な年金制度も充実してきているからである。従って、日本

では、老親の世話として重要なのは、経済的支援というより、むしろ日常生活の支援や介護等の身体的援助となっている。しかし、図から、日本でも1960年代以前には、現在の韓国と同様、子どもから経済的な支援を受けている高齢者が多かったことがうかがえる。当時は、なお、戦前からの考え方方が強く残っており、現在の韓国と同様、長男が老親の世話をすべきだという意見は、日本においても、現在より強かったと想像できる。

図2 子どもに主として経済的に依存する老人の割合の変化



注) 日本の1957年は厚生省「社会保障基礎調査」、1968年は厚生省「高年者実態調査」、1974年は総理府「老親扶養に関する調査」による(湯沢1998から引用)。それ以外は各國60歳以上の男女を対象とした内閣府国際比較調査の結果による。

資料) 湯沢雍彦「戦後老人扶養と相続の変容」(奥山恭子他編『扶養と相続~シリーズ比較家族~』早稲田大学出版部、1998年)、内閣府「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」

共同責任の考え方が基本の台湾、中国

再度、図1に立ち返ると、台湾と中国は、日本、韓国と比較して「長男」の比率が低いのが特徴である。台湾は、特に「長男」が少なく、「息子の誰か」が多く、中国は、「子どもの誰か」が多いのと「娘の誰か」が1.5%と他の3か国に比べるとやや多くなっている。中国だけが社会主義国であるが、特段、社会で世話をするという「子どもに責任はない」が多いわけでもない。漢民族は、もともと親兄弟が一緒に暮らす合同家族を理想とし、兄弟間では財産は均分相続、祖先祭祀も兄弟全員の責務だという。「兄弟情如手足(兄弟の情は手足の如く)」といわれ結婚後も兄弟の相互扶助が当然とされる。こうした考え方の一環として、息子たちが皆で老親の食事の世話をする中国社会の「養老糧」や「輪流管飯」の伝統が受け継がれているといえよう(右コラム参照)。

図1に参考データとして、同じ調査の結果から、親の世話をした子どもが多くの財産を相続

すべきかという設問の回答結果を掲げておいた。

これを見ると、日本と韓国(特に韓国)は、親の世話と財産相続を関連の高いものと見ていることが分かる。ところが、台湾と中国(特に台湾)では、両者を無関係とする意見もかなり多く見られる。均等負担が前提の台湾、中国の場合、こうした設問自体が無意味という意見が「反対」という回答に流れている可能性がある。

日韓における長男重視の伝統は歴史的產物

日本と韓国において長男が家の存続、祖先祭祀、老親の世話にもっぱら責任をもつようになったのはそう古くからではない。

長男の役割を重く見るのが儒教的であるかというとそうではない。儒教が「孝」を重視し、父系の祖先を祭ることを重視していたのは確かであるが、儒教の祖国である中国では、兄弟は等しく父の子であり、長男を唯一の後継者とはしていない。図1の台湾と中国の比率には、古くからの中国の考え方があらわれているのである。

日本では、近世封建制の成立過程の中で、私領を失った江戸時代の武士階級が、主君から恩領にもとづく禄を家単位に受け取り、これを家産として長子相続しながら、主君に軍人としての奉公を継続する形を基本とするようになった。このため、武士の家では、相続人となる嫡子が誰であるかについては、相続に先立って幕府や藩庁からの許可を得ておく必要があったのである。平民階級は主君から封禄を受け取るわけではないため、相続は、子に対する父の自然の情やその家の事情に従って、中世以来の分割相続や遺産相続が行われていた。しかし、江戸時代を経るうちに武士の家督相続の影響を受け、平民階級においても、長子による単独相続が普及し、その延長線上で、明治民法における

る長子による家督相続制度が成立したといわれる。こうして老親の世話は長男が面倒を見るという日本の家の伝統が成立した。

韓国においても、嶋陸奥彦（1998, 2010）によると、開拓可能な農地の減少という背景の下、李氏朝鮮の支配層である両班層において、17世紀中～18世紀に、「以前は子女輪番で行っていた命日の祭祀から娘が排除され、かつ、長男が主たる祭祀者と定められるなど、今日的な祭祀の形が確立し、それを根拠として財産相続において長男の地位が特権化されるようになった」。そして、19世紀中期に、全戸主の70%が両班に含まれるようになるといった平民階級への儒教的・両班的な社会制度の普及により、「父と長男の繋がりを軸とし、非常に強い孝の意識と結びついた“伝統的”家族の理念型が定着した」という。

日本においては戦後の民法改正により、また韓国においても最終的には1990年の民法3次改正により、財産相続は均分相続に改められた。「改められた」というより、独特な根拠をもつ武士の家、両班の家の相続慣習の影響により、

一時期成立していた長男重視の家族制度が、数百年を経て、従来の伝統的家族制度に「復帰した」といった方が正確かも知れない。もっとも、東アジア各国では、少子化が著しく進行し、一人っ子も多くなったため、皮肉なことに長男優先の実質は失われてきている。

今回取り上げた「老親の世話の責任は誰にある」の4か国比較は、こうした東アジアにおける歴史過程の一コマを示したものと考えることも可能である。

*参考文献

- [1] 潤川政次郎（1928）：日本法制史：講談社学術文庫（1985年再刊）。
- [2] 嶋陸奥彦（1998）：韓国の家族の長期変容：扶養と相続～シリーズ比較家族第Ⅱ期（比較家族史学会監修）：早稲田大学出版部。
- [3] 嶋陸奥彦（2010）：韓国社会の歴史人類学：風響社。
- [4] 西澤治彦（2009）：中国食事文化の研究—食をめぐる家族と社会の歴史人類学：風響社。
- [5] 未成道男（1983）：社会結合の特質：漢民族と中國社会～民族の世界史5（橋本萬太郎編）：山川出版社。

*「社会実情データ図録」関連図録

- [1] 図録1240「老親の世話の責任は誰にある（東アジア日韓台中比較）」
- [2] 図録1320「高齢者の生活と意見（国際比較）」

【コラム】中国における老親に対する食事の世話の方式

財産が息子の間で均分に相続されてきた中国には、老親の食事の世話について、二つの方式が以前よりあった。一つは「養老糧」、一つは「輪流管飯」である。「養老糧」は、息子の一人と同居する老親に対して、同居の息子以外が穀物（食費）を持ち寄り、同居の息子は炊事を担当するというもの。「輪流管飯」は、分家後、父母が息子夫婦に5日以下程度ずつの輪番で食事の世話を受けるというもの。この場合、父母は別居している場合も息子の一人と同居している場合もあり、食事は、父母が息子らの家に食べに行く場合もあれば、息子らが父母の住む家に食事を届ける場合もある。

中華人民共和国建国後の二つの大きな社会変動、すなわち1958年以降の農業の集団化、そして1978年以降の責任生産制の導入を経ても、子女が親を扶養するという基本線は変わらなかった。核家族化、男女同権、一人っ子の増加の中でも、考え方は変わっていない。1982年の文献によると、湖北省の3県247人に対する望ましい養老方式に関するアンケート結果では、右の表のようになっている。「養老糧」は4.と見られるが、一人っ子の場合は1.に含まれてしまう。

1. 父母と息子夫婦らが同居	38.05%
2. 父母のみで住み子どもらが生活費を提供	37.94%
3. 輪流喫飯（輪流管飯と同じ）	20.24%
4. 父母と一緒に子ども夫婦が同居し他の子女が生活費を提供	6.48%
5. その他	0.81%

*西澤治彦（2009）第2部第5章による